

住民税申告 確定申告の 相談受付

問 税務課 ☎ 227-6036

今回から事前予約が
必要です

予約は2月9日(月)～3月12日(木)の8:30～17:15

※必ず希望日の2日前(土日・祝日を除く平日)までに予約してください。

Webで予約



Webは
24時間
受け付け!

電話で予約

住民税係 ☎ 227-6036

※つながりにくい場合は、資産税係(☎ 227-6037)
または納税係(☎ 227-6041)へ連絡してください。

期間 2月16日(月)～3月16日(月) ※土日・祝日除く

[午前の部] 9:00～12:00 [午後の部] 13:00～16:00

※2月16日(月)～27日(金)は「税理士による確定申告無料相談会」も行います。

場所 野々市市役所ホール椿



電子申告が
便利な～
確定申告書等
作成コーナー▶

限られた職員での対応のため、予約をしてい
ても呼び出しに時間がかかる場合があります。

確定申告が必要な人

市役所の申告相談会場で受け付けできるもの

○年金所得者

- ・公的年金の収入が400万円を超える人
- ・公的年金の収入が400万円以下で他の所得
が20万円を超える人

○給与所得者

- ・2カ所以上の給与収入がある人
- ・令和7年中に退職した人
- ・年末調整をしていない人

○報酬所得者(雑所得による申告)

○配当所得者(株式譲渡を含まないもの)

○給与・年金所得者などで所得税還付を受ける人

住民税申告が必要な人 (松任税務署では受け付けできません)

○令和8年1月1日に野々市市に住民登録がある 人で以下に該当する人

- ・収入がない
- ・遺族年金、障害年金などの収入のみ
- ・所得はあるが所得税の確定申告が不要

※収入がない人は予約不要です。税務課窓口で申告してください。
※野々市市に住民登録がない人は、令和8年1月1日に住んで
いた市区町村に問い合わせてください。



保育料の算定や公営住宅の入居資格確
認、国民健康保険税の軽減を受けるた
めには申告が必要です。また、申告が
ないと所得(課税)証明書を発行でき
ない場合があります。

[住民税申告書の設置場所]

- ・市役所(2階税務課前) · 各地区公民館
 - ・学びの杜ののいち カレード · 交遊舎
- ※2月16日(月)～3月16日(月)は市役所の申告相
談会場(ホール椿)前にもあります。

市ホームページからも
ダウンロードできます▶



住民税申告書の個人への郵送は行っていません。

給与所得のみで勤務先で年末調整をした人、公
的年金などの収入のみでその他の所得や控除の追
加がない人、令和8年1月1日に野々市市に住ん
でいる人の扶養になっている人、所得税の確定申
告をした人は申告の必要はありません。



申告に必要なもの

○本人確認書類(1点)

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳、健康保険の資格確認書など

○個人番号(マイナンバー)が記載されているもの (以下から1点)

マイナンバーカード、通知カード、個人番号入りの住民票

※控除対象配偶者や扶養親族がいる場合は、その人の個人番号が記載されているものが必要。

○所得控除を受ける場合はその証明書など(令和7年中に支払った領収書や証明書など)

控除の種類	必要書類
医療費控除	医療費控除の明細書(受診者ごと、病院・薬局ごとの合計額を事前に計算し明細書に記載) ※領収書は提出不要ですが、自宅で5年間保管する必要があります。 ※高額療養費支給の申請は事前に済ませてください。
社会保険料控除 ^{※1}	国民健康保険税・介護保険料の領収書・支払証明書、その他の健康保険の領収書、国民年金保険料控除証明書・領収書
生命保険料控除 地震保険料控除	保険会社が発行した控除証明書
障害者控除	障害者手帳・障害者控除認定書
寄附金控除	寄附先からの寄附金受領証明書など ※ふるさと納税ワンストップ特例を申請した人でも、申告をする際は寄附金受領証明書などが必要です。

※1 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の1年間の納付額が不明な場合は、本人か同世帯の家族が下記の課に問い合わせてください。納付金額をお知らせします。

[国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・高額療養費] 保険年金課 ☎ 227-6071

[介護保険料] 介護長寿課 ☎ 227-6066

その他の税務相談

個人事業者向け確定申告個別相談会

相談日時 2月16日(月)、18日(水)、20日(金)
①9:00 ②10:00 ③11:00 ④13:30 ⑤14:30

場所 市商工会館

相談員 北川久義氏・橋爪修作氏(税理士)

申込 都合の良い日時(時間は1時間単位)を選
び電話(先着) 市商工会 ☎ 246-1242

税理士記念日無料税務相談会

相談日時 2月21日(土)10:00～16:00

場所 アピタ松任店(白山市)

問 北陸税理士会松任支部 ☎ 205-2590

確定申告書(書面)の提出先

自身で確定申告書を作成し書面での提出を希望
する人の提出先は次のとおりです。

郵送先 〒920-8526 金沢国税局業務センター
※直接持ち込みは不可

○令和7年中の収入が分かるもの

例) 給与・公的年金の源泉徴収票(原本)
配当収入の証明書
報酬・私的年金の支払証明書

○e-Taxの利用者識別番号が分かるもの (取得している人のみ)

○還付金の振込先口座(申告者名義口座)が 分かるもの

その他

松任税務署に来署する人へ

申告会場では、自身のスマホなどを使い、自身
で申告書を作成してください。

【持参するもの】

- スマートフォン
- マイナンバーカード
- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)
- ・署名用電子証明書の暗証番号(英数字6文字以
上16文字以下) **※有効期限切れに注意**
- お知らせはがき、または税務署で発行されたID・
パスワード
- 所得の計算を行う上で必要な書類など
- 各種所得控除の証明書
- 申告する人の銀行などの口座番号など

申告と納付の期限・引き落とし日

申告と納付の期限

所得税・復興特別所得税・贈与税 3月16日(月)
消費税・地方消費税 3月31日(火)

引き落とし日(口座振替で納税している場合)

所得税・復興特別所得税 4月23日(木)
消費税・地方消費税 4月30日(木)

今回から事前予約が 必要です

予約は2月9日(月)～3月12日(木)の8:30～17:15

※必ず希望日の2日前(土日・祝日を除く平日)までに予約してください。

Webで予約



電話で予約

住民税係 ☎ 227-6036

※つながりにくい場合は、資産税係(☎ 227-6037)
または納税係(☎ 227-6041)へ連絡してください。

期間 2月16日(月)～3月16日(月) ※土日・祝日除く

[午前の部] 9:00～12:00 [午後の部] 13:00～16:00

※2月16日(月)～27日(金)は「税理士による確定申告無料相談会」も行います。

場所 野々市市役所ホール椿



限られた職員での対応のため、予約をしてい
ても呼び出しに時間がかかる場合があります。

住民税申告が必要な人 (松任税務署では受け付けできません)

○令和8年1月1日に野々市市に住民登録がある 人で以下に該当する人

- ・収入がない
- ・遺族年金、障害年金などの収入のみ
- ・所得はあるが所得税の確定申告が不要

※収入がない人は予約不要です。税務課窓口で申告してください。

※野々市市に住民登録がない人は、令和8年1月1日に住んで
いた市区町村に問い合わせてください。



保育料の算定や公営住宅の入居資格確
認、国民健康保険税の軽減を受けるた
めには申告が必要です。また、申告が
ないと所得(課税)証明書を発行でき
ない場合があります。

[住民税申告書の設置場所]

- ・市役所(2階税務課前) · 各地区公民館
- ・学びの杜ののいち カレード · 交遊舎

※2月16日(月)～3月16日(月)は市役所の申告相
談会場(ホール椿)前にもあります。

市ホームページからも
ダウンロードできます▶



住民税申告書の個人への郵送は行っていません。

給与所得のみで勤務先で年末調整をした人、公
的年金などの収入のみでその他の所得や控除の追
加がない人、令和8年1月1日に野々市市に住ん
でいる人の扶養になっている人、所得税の確定申
告をした人は申告の必要はありません。